

お取引先様各位

令和2年6月1日
SHIGE 税理士法人

新型コロナウイルス緊急事態宣言解除後に関する
当社の対応について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言解除に伴いまして、引き続きお客様ならびに当社従業員の安全確保とお取引先様への安定したサービスの提供のため、6月1日より、以下の対応を実施して参ります。お取引先の皆様におかれましてはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. お客様への感染予防に対するご協力をお願い

お客様各位におかれましては、2週間前に発熱症状があった、または面談当日にご体調がすぐれないなどの場合には、日程の変更のご対応をさせていただいております。また、外出されることにご心配があるお客様各位におかれましては、オンライン面談をさせていただいておりますので、是非ご利用ください。また当社ご来訪の方々には、受付にて手指消毒にご協力いただいております。面談室内の衛生に最善を尽くし、お待ちしております。

2. 当社従業員の感染予防について

従業員・役員につきましては、入社時ならびに帰社時には手洗い・アルコール除菌液による手指消毒を継続的に実施しております。また、引き続き、不要不急の外出や会食の自粛を励行しております。

3. 当社従業員の体調管理について

従業員・役員に対し、引き続き体調管理を徹底し、体調不良時の出勤は禁止しております。
また当社に就業する業務委託社員に対しても同様の対応を行っております。

4. 時差通勤やテレワーク(在宅勤務)の実施について

緊急事態宣言解除後におきましても、感染リスク軽減のため、一部従業員は在宅でのテレワークを実施させていただきます。

今後も当社は、お客様、関係者の皆様の安全確保ならびに事業継続を第一に考えた取り組みを継続するとともに、状況に応じて追加の対応を検討・実施してまいります。皆様にご迷惑をおかけしないよう、最善の準備をし、対応して参る所存でございます。何卒ご理解・ご協力のほどを、よろしくお願い申し上げます。

以上